

那覇市人手不足対応支援補助金（市内事業者事業刷新支援事業補助金）

事業実施の手引き

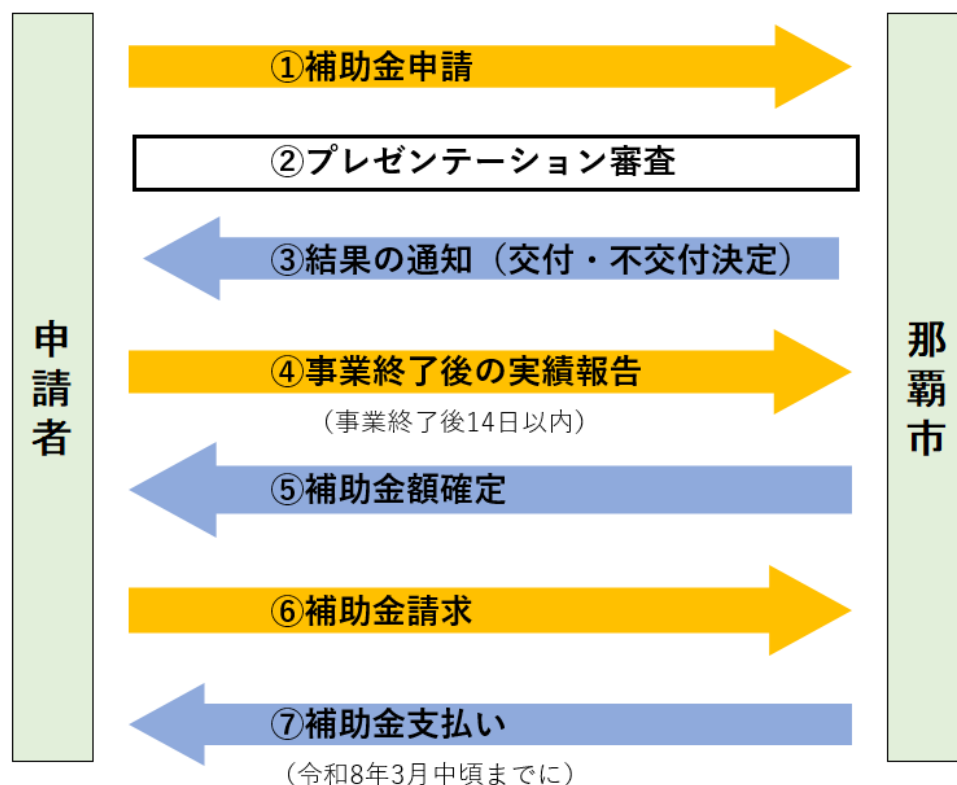
本補助金は、みなさまの新事業と市の施策が一致し、かつ、事業者のみなさまの生産性向上と持続的発展が見込めると審査会で決定したため、支払われるものです。

交付決定を受けた事業者のみなさまには、着実に事業を実施いただくとともに、補助金執行上のルールを厳守してください。

事業の実施に当たっては、「那覇市補助金交付規則」「市内事業者事業刷新支援事業補助金交付要綱」を遵守するとともに、那覇市担当者との相互連絡を密にしてください。

本補助金を活用することで、事業活動の繁栄につなげていただくことを願っております。

補助金の流れ



1 交付決定通知

プレゼン審査会終了後、市から「交付決定通知書」を送付します。

2 事業実施

(1) 補助事業の完了期限

補助事業（経費の支払を含む）は、令和8年1月31日(土)までに完了する必要があります。

(2) 補助対象経費の支払い

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証ひょう書類（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書等）によって金額等が確認できるもののみになります。

補助対象経費は「交付決定日～事業実施期限の間に支払ったもの」が対象です。

経費支出関係書類の宛名は「補助申請者名」で統一してください。宛名が空欄の領収書や但し書きは、補助対象外となります。

業務上やむを得ず、法人の代表者や従業員が立替払をする場合（個人のクレジットカードによる支払いを含みます）でも、最終的に補助事業実施期間内に、補助申請者が経費を負担したことがわかる立替払精算の書類の提出がなければ、補助対象外となります。

クレジットカード払いの場合、補助事業実施期間中に金融機関口座から引き落としされていなければなりません。

(3) 計画の変更・中止等

補助事業は、交付決定を受けた計画内容で実施いただくものです。

経営計画書に記載した事項または経費を変更しようとする場合や、事業を中止または廃止しようとする場合は、所定の手続きが必要となります。必ず事前に那覇市担当者までご連絡ください。

3 実績報告書等を市に提出

事業完了日から14日以内に、補助事業実績報告書およびそれに関連する証ひょう書類や帳簿等を提出してください。

報告書は、計画通りに事業を実施したことが分かるよう作成し、第三者が見ただけで内容が分かるよう、必要書類を添付してください。

例：購入した物品等の写真、提供を受けたサービスの内容が確認できる報告書、チラシなどの配布先リスト、インターネット広告のスクリーンショット、工事作業中の様子が分かる写真等。

提出期限を過ぎると、交付決定の取り消しとなり補助金が受け取れなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

【添付する証ひょう書類】 ●は提出必須

○見積書

●発注書または契約書（インターネット取引時は、受注完了メール、注文履歴画面等でも可）

○納品書または完了報告書

○請求書

●支払いの証明（領収書、振込明細書、通帳コピー等）

●成果物（購入した商品や作成したものの内容が分かる写真・資料等）

4 市で書類を審査後、交付額を決定

計画通りの事業実施および適切な経費支出がされているか、提出いただいた書類を審査し、補助金交付額を確定します。市から申請者へ補助金確定通知書（第12号様式）を送付します。

5 申請者から市へ請求書を提出

補助金交付請求書（第13号様式）を提出してください。

その際、振込先口座名義（カタカナの名義含む）、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が確認できる預金通帳のページと、通帳の表紙のコピーの2点を添付してください。

留意事項

（１） 書類等の保管期間

補助対象事業の書類等（経費支出関連含む）の保管義務期間は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間となりますので、大切に保管してください。

那覇市や沖縄県、国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際は義務として応じなければならないため、いつでも閲覧できるよう保存しておいてください。

（２） 財産の管理と処分

補助対象事業で取得（購入）した機械装置および備品（1件あたり50万円以上）は、取得財産等管理台帳（第18号様式）を作成して、効率的に運用・管理しなければなりません。

また、補助期間終了後であっても、那覇市長の承認を得ていない以下の行為を禁止します。

承認を得ずに処分を行うと、交付規定違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。承認を希望する際は申請書を提出する必要がありますので、那覇市担当者までご連絡ください。

- ・補助金の交付の目的に反した使用
- ・譲渡
- ・交換
- ・貸付
- ・担保に供する行為
- ・廃棄

（３） 事業完了の現場確認

事業内容によっては、補助対象事業が適切に実施されたかを確認するため、現場確認をすることがありますので、その際にご対応をお願いします。

【問い合わせ先】

那覇市経済観光部商工農水課
産業政策グループ

☎ 098-951-3212

✉ K-SYOU001@city.naha.lg.jp